



令和3年度

さいたま市職員採用試験受験案内

【職務経験者（心理）】

令和4年4月1日採用予定

さいたま市人事委員会

福祉、司法、教育、医療に関する施設等で培われた職務経験を“さいたま市”で生かそうという意欲のある人材を求めています。

心理アセスメント等の豊富な経験を持ち、さいたま市を取り巻く様々な環境の変化や直面する課題に迅速かつ的確に対応できる「即戦力」となる人を募集します。

第1次試験日 令和3年9月26日（日）

申込受付期間 令和3年8月2日（月）午前9時から 8月23日（月）午後5時まで
（インターネットから申込みください。）

1 採用予定人員、職務概要及び採用予定日

採用予定 人 員	職 務 概 要	採 用 予定日
2人程度	保健福祉局や子ども未来局等に配属され、心理判定、相談等の専門的業務に従事します。	令和4年 4月1日

◆採用予定人員は、事業計画等により増減する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たす人

(1) 昭和37年4月2日～昭和62年4月1日生まれの人

(2) 公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人又は令和4年春までに取得見込みの人で、福祉、司法、教育、医療に関する施設等における心理アセスメント、心理ケア、コンサルテーション等に関する職務経験が直近10年（平成23年8月1日から令和3年7月31日まで）中に通算5年以上ある人

◆職務経験期間には、週当たり30時間以上勤務していた期間が該当します。ただし、休業期間（育児休業、介護休業等）は、該当しません。

◆週当たり30時間以上勤務していた期間とは、一つの施設等に1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務条件で勤務していた期間のほか、複数の施設等に勤務していた期間で、それぞれの1週間の所定労働時間の合計が30時間以上となる場合の期間が該当します。

◆職務経験が複数の場合は、通算することができます。

◆1年未満の職務経験は該当しません。ただし、同一の雇用主に実態として1年以上継続して雇用されている場合で、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

◆申込日現在でさいたま市職員（任期の定めのない職員に限る。）である人は、受験できません。

◆最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、直近10年中通算5年以上の職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

(3) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(4) 次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験日時・会場・合格発表

第1次試験（教養） 及び論文（注）	9月26日（日） 着席時刻 午前9時20分 教養試験、経験論文試験 終了予定時刻 午後1時30分	会場 市立中・高等学校 等 試験会場は受験票引換証で指定します。
----------------------	--	-------------------------------------

注：論文は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。



第1次試験合格発表	10月6日（水） （合格者のみ郵送で通知します。）
-----------	---------------------------



第2次試験	10月16日（土）又は17日（日） 適性検査、集団面接	第1次試験の合格通知書で、日時と会場をお知らせします。
	11月13日（土）又は14日（日） 個別面接	第1次試験の合格通知書で、日時と会場をお知らせします。



最終合格発表	11月下旬 （合格者のみ郵送で通知します。）
--------	------------------------

◆新型コロナウイルス感染拡大の影響により、試験日時等を変更する場合があります。

◆その他諸注意

- ア 第1次試験の着席時刻は予定です。受験票引換証で必ず確認してください。
- イ 試験会場は、受験票引換証又は合格通知書に記載された会場となりますので注意してください。
- ウ 合格者には文書で通知をしますが、不合格者への通知は行いません。また、合格者の受験番号については、ホームページで公開しますが、詳細については試験当日にお知らせします。ホームページアドレスは最終頁をご覧ください。
- エ ウの通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否はホームページにて確認してください。なお、電話や電子メール等による合否の問合せにはお答えできません。
- オ 試験会場及び会場の最寄り駅周辺で、合否連絡の受付等を行っている事例が見受けられますが、当人事委員会とは一切関係ありません。

4 試験結果の開示について

この試験の結果については、開示の請求をすることができます(受験者本人に限ります。)

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求の方法
第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び得点	それぞれの試験の合格発表 日から1か月間 (消印有効)	第1次試験の当日に配布する「採用試験個人別成績開示請求書」に必要事項を記入のうえ、受験票及び404円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(長形3号)を同封して、さいたま市人事委員会事務局に郵送してください。
第2次試験不合格者	第2次試験の総合順位、総合得点及び各試験科目の得点		

- ◆一定の基準に達しない試験科目がある場合には、順位は付きません。
- ◆電話や電子メール等による請求は受け付けません。
- ◆受験票を紛失した場合は、本人と確認できる顔写真付きの書類(運転免許証・旅券等)のコピーを同封してください。

5 試験方法・内容

試験方法		試験内容
第1次試験	教養試験 ＜択一式120分＞	公務員として必要な一般的知識(社会科学・人文科学・自然科学)、知能(文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈)及び市政問題について、大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験 【出題数40問全問解答】
第2次試験	経験論文試験 ＜記述式60分＞	職務経験、職務を通じて培った知識・能力に関して記述する筆記試験【1,000字程度】
	適性検査	職務に対する適応性についての検査（面接試験の参考とします。）
	面接試験	個別面接及び集団面接による試験(主として人物、性格、識見等についての面接。集団面接にはグループディスカッションを含みます。)

- ◆第1次試験の合格者は、教養試験の成績により決定します。
- ◆第2次試験の経験論文試験は第1次試験日の9月26日に行います。
- ◆第2次試験の合格者(最終合格者)は、第2次試験の成績により決定します(第1次試験の成績は反映されません。)
なお、第2次試験のそれぞれの試験科目において一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格となります。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大の影響により、試験内容等を変更する場合があります。

6 試験科目別の配点

第1次試験	第2次試験			
教養試験	経験論文試験	集団面接	個別面接	合計
200	100	100	300	500

7 受験申込方法（インターネットのみ受付）

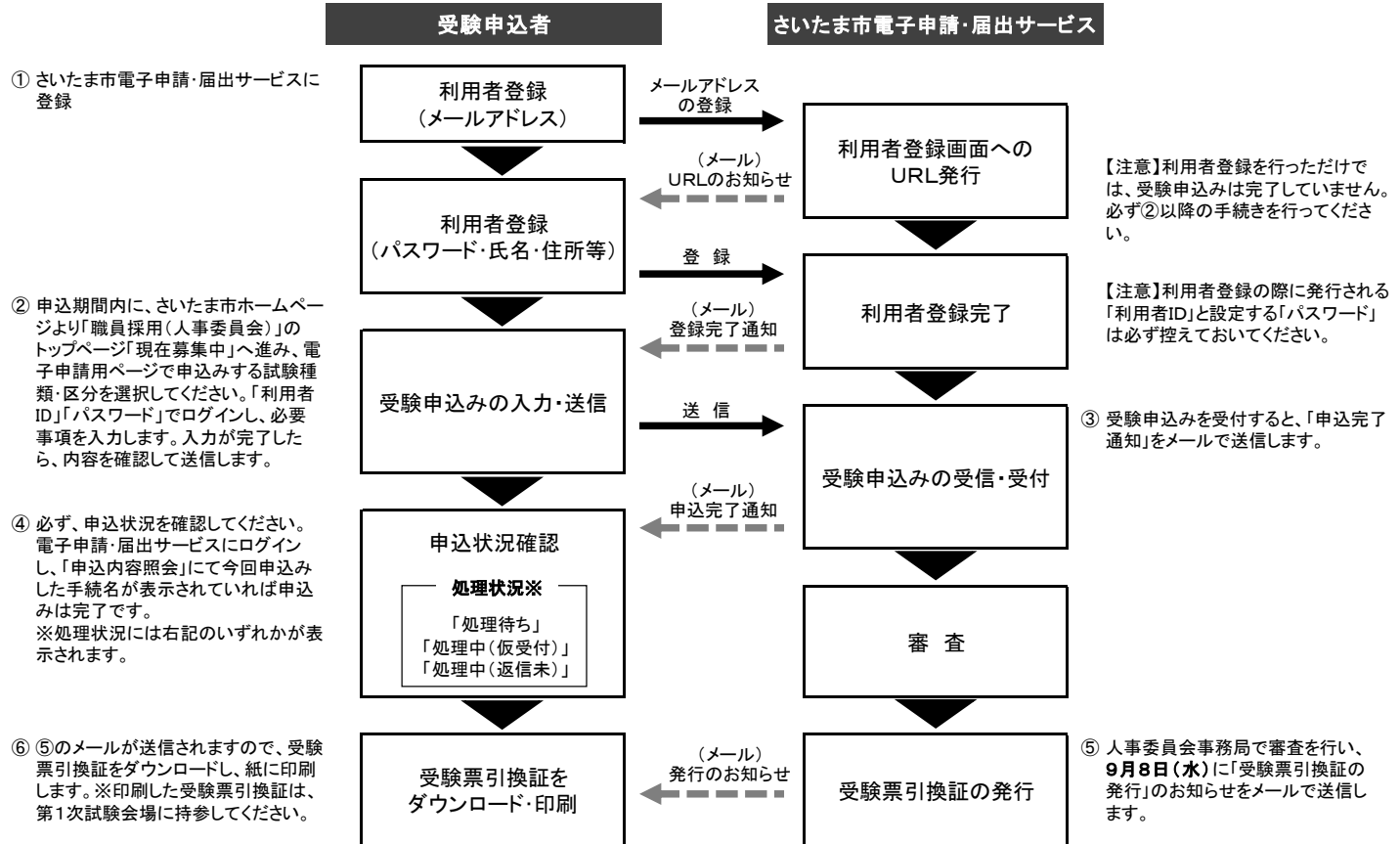
パソコン又はスマートフォンから申込みできます。

さいたま市Webサイトトップページ(<https://www.city.saitama.jp/index.html>)から[市政情報]→[募集]→[職員採用]→[職員採用(人事委員会)]と進み、受験資格や詳しい申込方法、動作環境等を必ず確認してから申込みください。

必要なもの	①パソコン又はスマートフォン(インターネットに接続が可能なもの。それぞれ推奨の使用環境があります。<u>事前によくご確認ください。</u>) ②受験者本人のメールアドレス ③A4サイズ用紙の印刷が可能なプリンタ(お持ちでない場合は、コンビニエンスストア等のプリントサービス等をご利用ください。) ④受験者本人の顔写真の電子データ(申込前3か月以内の撮影で、縦横比4:3のJPEG形式、鮮明で背景が白色又は水色等薄い色のもの。)
申込期間	令和3年8月2日(月)午前9時～8月23日(月)午後5時 ※申込期間中は24時間いつでも申込みできますが、システムのメンテナンス・停電等のため利用できない場合があります。 ※ご利用機種や環境等により、利用できない場合があります。
受験票の交付	9月8日(水)より、さいたま市電子申請・届出サービスにログインし、申込内容照会画面から受験票引換証をダウンロード・印刷し、第1次試験会場に持参してください。担当試験官が受験票引換証を受験票(顔写真付)に引換えます。なお、受験票引換証がダウンロードできない場合は、9月14日(火)までに人事委員会事務局(電話 048-829-1778)までご連絡ください。

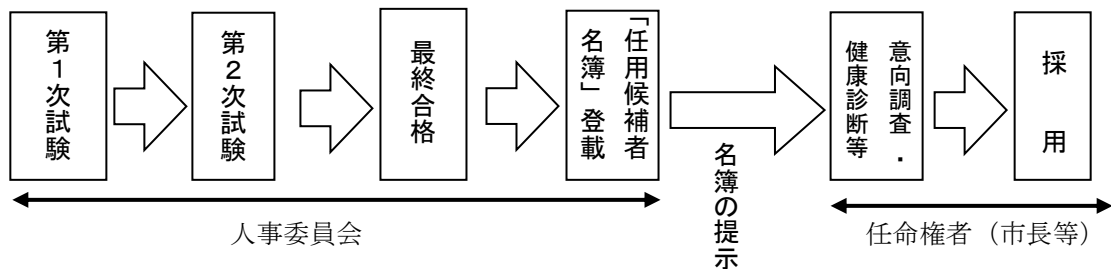
- ◆電子申請・届出サービスの利用者登録が必要になりますが、その際に発行される「利用者ID」と、設定する「パスワード」は絶対に忘れないようにしてください。電子申請・届出サービスでの手続きが進められなくなり、受験することが出来なくなります。IDとパスワードは当人事委員会でも確認することができません。
- ◆インターネットによる申込みが完了すると、「申込完了通知」メールが送信されます。メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、電子申請・届出サービス上で申請状況を確認してください。
- ◆このほか、電子申請・届出サービスの利用規約やホームページ上の注意事項をよく読み、時間に余裕を持って手続きをしてください。
- ◆けが等により、通常の椅子・机では受験に支障がある等配慮が必要な方は、必ず、インターネット申込時にその旨を入力してください。
- ◆申込みに使用した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。
- ◆同日程で行うさいたま市職員採用試験と重複して受験申込みすることはできません。

インターネット(電子申請)による受験申込みの流れ



8 合格から採用まで

- 最終合格者は、成績順に任用候補者名簿に登載されます。人事委員会は、任命権者(市長等)からの請求に基づいて成績順に名簿を提示します。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- 任命権者は、意向調査、健康診断等を行い、欠員の状況等に応じて順次採用します。したがって、任用候補者名簿に登載された人すべてが採用されるとは限りません。
 なお、採用の時期は、原則として令和4年4月1日(場合によりそれ以前に採用されることもあります。)となります。



- 健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合には、任用候補者名簿から削除されます。
- 受験資格がない場合や、申込内容に虚偽又は不正があることが判明した場合には、任用候補者名簿から削除されます。
- 最終合格発表後、職歴証明書を提出していただきますが、直近10年中、5年以上の職務経験期間の証明ができない場合は、任用候補者名簿から削除されます。

試験の申込みをした人は必ず受験してください

さいたま市職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、市民の方に納めていただいた税金を使って行われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いします。

9 給与・勤務条件等

- (1) 給与 令和3年4月1日現在の初任給は、次のとおりです(地域手当含む。)

(例1) 22歳で大学卒業後、以下のとおり勤務した場合

年齢	職務経験年数	初任給(円)
35歳	職務経験13年(正規雇用6年、非正規雇用(短時間労働)7年)	260,245
40歳	職務経験18年(正規雇用9年、非正規雇用(短時間労働)9年)	283,820

(例2) 24歳で大学院(修士課程)修了後、以下のとおり勤務した場合

年齢	職務経験年数	初任給(円)
35歳	職務経験11年(正規雇用5年、非正規雇用(短時間労働)6年)	269,100
40歳	職務経験16年(正規雇用8年、非正規雇用(短時間労働)8年)	298,540

◆初任給は、職務経験年数等に応じ、一定の基準に基づいて支給されます。

◆このほかに、諸手当(通勤、扶養、住居、期末・勤勉、特殊勤務手当等)が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(3) 休日

日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 休暇

年間20日の年次有給休暇(4月採用者は当該年は15日)、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇等があります。

(5) その他

ア 配属先によっては、勤務時間、休日が異なる場合があります。

イ 給与、勤務時間等は、条例等の改正(給与改定等)により、変更(減額を含む。)される場合があります。

10 その他

- (1) 第1次試験当日は、受験票引換証、HBの鉛筆数本(シャープペンシルは不可)、プラスチック消しゴム、上履き、下足入れ、マスク(着用)を持参してください。
- (2) 昼食のための休憩時間はありませんが、教養試験終了後20分程度の休憩時間内に自席で食事をとることは差し支えありません。必要な方は持参してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクをはずした状態でのご会話は控えてください。
- (3) 指定の時刻までに必ず着席してください。なお、着席時刻に遅れた場合は、原則として受験できません。当日は、時間に余裕を持って来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に確認しておいてください。
- (4) 試験会場の下見はできません。また、会場に電話等で直接問合せすることは禁止しますので、人事委員会事務局(電話 048-829-1778)へ問合せください。
- (5) 駐車場は用意していません。自家用車での来場は禁止します。また、近隣の迷惑となりますので試験会場周辺の路上や商業施設等への駐車は、送迎時の待機も含め絶対にしないでください。けが等により送迎が必要な場合は必ず事前に人事委員会事務局(電話 048-829-1778)へ問合せください。なお、自転車、自動二輪で来場する場合は、必ず指定された場所に駐輪してください。
- (6) 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の電子機器の使用(時計、カメラ、録音機としての使用を含む。)は固く禁止します。試験中に電源が切られていない場合は、以後の受験を停止し、失格とする場合があります。
- (7) 試験会場は、休憩時間を含め終日禁煙です。
- (8) 試験会場の指定はできません。

◎日本国籍を有しない職員の担当業務について

「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づき、本市では日本国籍を有しない職員は次の(1)に該当する業務及び(2)に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

「公権力の行使」に該当する業務は次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- ・市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

(2)「公の意思形成への参画」に該当する職

「公の意思形成への参画」に該当する職とは、本市の行政について企画・立案・決定等に関与する職であり、具体的には、

- ①「さいたま市専決規程」等に定める専決又は代決をすることができる課長以上の職
②本市の基本施策の決定等(基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等)に携わる職
が該当します。

(3) 昇任について

日本国籍を有しない職員についても「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

FAQ

Q. 職務経験期間の週当たり30時間以上とは、どのような雇用形態でも該当しますか？

A. 「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」「会計年度任用職員」など、呼び方は異なっていますが条件に当てはまれば、該当します。また、一つの施設等に週 30 時間の勤務が 1 年以上ある場合のほか、同時期に複数の施設等に勤務し、それぞれの施設等における週の勤務時間が 30 時間未満であり、それらの勤務時間を合計すると週 30 時間以上となる場合も含まれます。

なお、勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含まれません。

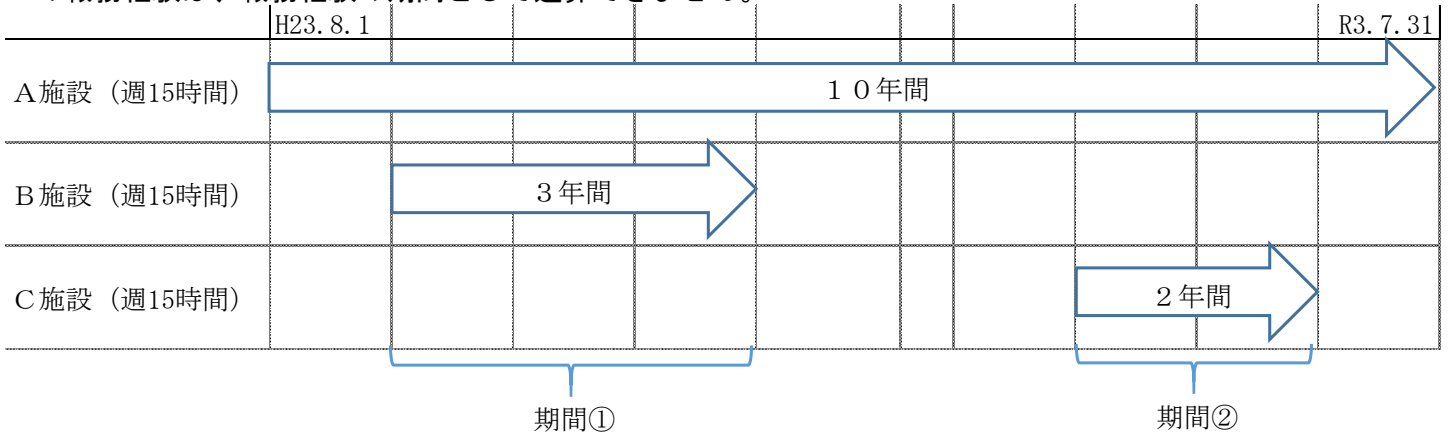
Q.「直近１０年中に通算５年以上の職務経験」とはどのような場合が該当しますか？

A. 直近 10 年中とは、平成 23 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までをいいます。

【例 1】認められるケース

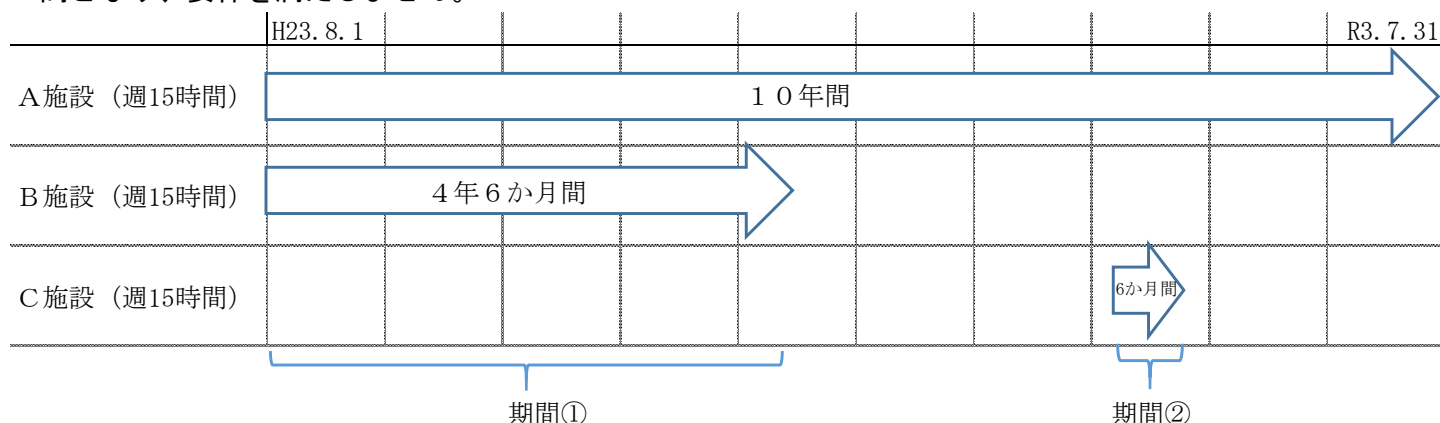
週の勤務時間が計 30 時間となる期間が、期間①で 3 年間、期間②で 2 年間、通算で 5 年間あり、かつ、A 施設・B 施設・C 施設の勤務継続期間はそれぞれ 1 年以上継続していることから要件を満たします。

ただし、休職等で職務に従事しなかった期間は、職務経験期間から除きます。また、勤続1年未満の職務経験は、職務経験の期間として通算できません。



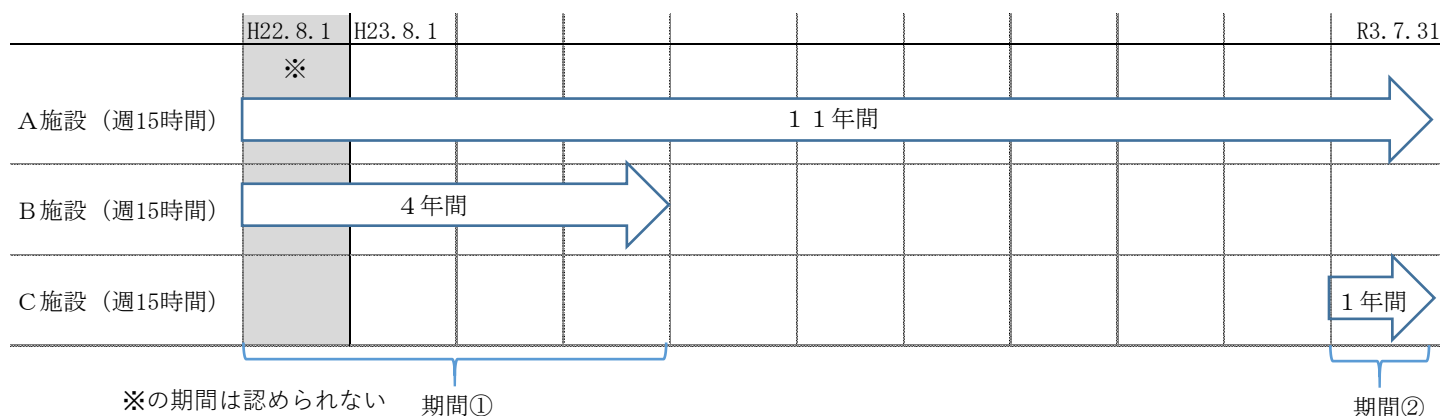
【例2】認められないケース①

週の勤務時間が計30時間となる期間が、期間①で4年6か月間、期間②で6か月間、通算5年となりますが、C施設での勤務は1年未満であるため通算することができず、期間①の4年6か月のみが職務経験期間となり、要件を満たしません。



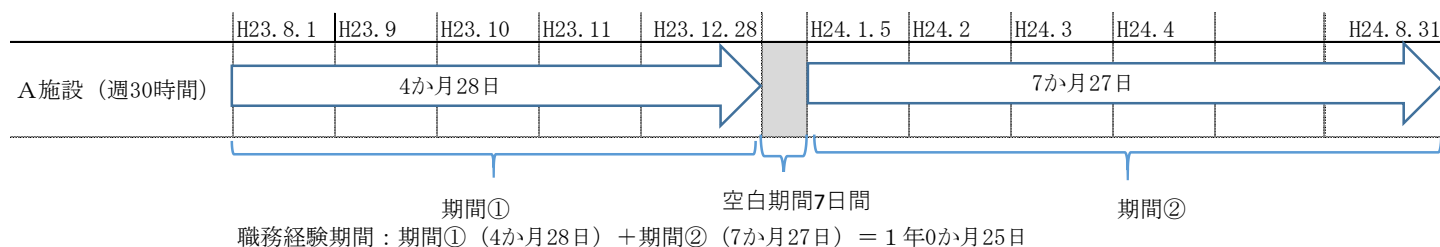
【例3】認められないケース②

週の勤務時間が計30時間となる期間が、期間①で4年間、期間②で1年間、通算5年間あり、かつ、A施設・B施設・C施設の勤務継続期間はそれぞれ1年以上継続していますが、期間①の※の部分1年間は受験資格に該当しない期間となるため、職務経験の通算期間は4年間となり、要件を満たしません。



Q. 1年未満の雇用契約を繰り返した場合どのような取扱いになりますか？

A. 原則1年未満の勤務継続期間は該当しません。ただし、同一の雇用主に実態として1年以上継続して雇用されている場合で、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。



職務経験期間：期間①（4か月28日）＋期間②（7か月27日）＝1年0か月25日

Q. 派遣社員の職務経験期間は通算できますか？

A. 派遣先として同じ施設等に継続して1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。また、同一の施設等に実態として1年以上継続して勤務している場合で、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

Q. 職務経験として認められる施設にはどのようなものがありますか？

A. 福祉、司法、教育、医療に関する施設等には以下のものが該当します。

- ・福祉：児童相談所、子ども家庭支援センター、児童養護施設など
- ・司法：家庭裁判所、少年鑑別所、少年院など
- ・教育：学校、教育相談室、不登校支援機関など
- ・医療：総合病院、精神病院、精神科クリニックなど

Q. 職務経験として認められる職務内容にはどのようなものがありますか？

A. 上記施設等において経験した以下の職務が該当します。

- ・心理アセスメント：心理学や精神医学の視点を踏まえた、アセスメントを目的とした面接や行動観察、知能検査、発達検査など
- ・心理ケア：心理面接、プレイセラピー、発達支援（療育）、心理教育、ペアレンティング・プログラム、グループアプローチなど
- ・コンサルテーション：関係機関とのケースカンファレンス、心理職以外の職員との支援方針の共有など

Q. 勤務していた法人が解散し、勤務証明等が提出できない場合どうしたらいいですか？

A. 勤務していた法人が解散してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を最終合格発表後に提出していただきます。

Q. 居住地や、年齢、性別による有利・不利はありますか？

A. 受験者の住所、年齢、性別、学歴によって有利・不利になることはありません。

Q. 過去の試験問題を入手したいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A. 第1次試験（筆記試験）の試験問題については、一切公表していませんが、問題の出題形式や難易度の参考として例題をホームページに掲載しています。大学卒業程度の教養試験例題をご覧ください。

Q. 職員採用試験に最終合格すると、必ず採用されますか？

A. 試験に最終合格すると成績順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者がこの名簿に基づいて最終的な就職の意向調査や健康診断等を行ったうえ、欠員の状況に応じて順次採用します。
したがって名簿に登載されている候補者すべてが採用されるとは限りません。

問 合 せ 先

さいたま市人事委員会事務局任用調査課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1778 FAX 048-829-1963
e-mail:ninyo-chosa@city.saitama.lg.jp

採 用 試 験 情 報

ホームページ <https://www.city.saitama.jp/006/001/001/001/index.html>
ツイッター https://twitter.com/Saitama_saiyou



ホームページ



ツイッター

※e-mail でお問合せの際は、氏名と電話番号をお知らせください。（内容によっては、電話で回答させていただく場合があります）

この受験案内は 1,000 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 21 円（概算）です。